

議案第43号

沼田市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例等の一部を改正する条例
について

沼田市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月15日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例
(沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和30年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附則第7項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

(沼田市教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例(平成8年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月の期末手当の支給について第1条の規定による改正後の沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第5条第2項の規定の適用については、沼田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第2条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「この条例による改正後の沼田市職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)」第15条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及びこの条例による改正前の沼田市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。))第15条第4項から第6項まで又は第17条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは、「沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例による改正後の沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、当該規定」と読み替えるものとする。